

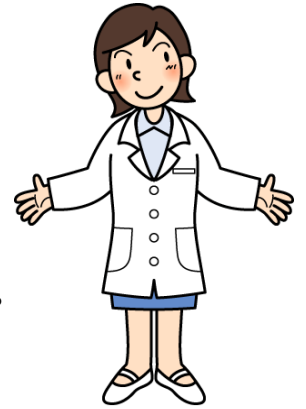
こ けんこうあんぜん 子どもの健康安全について

1 4月の提出書類

お子さんの生活や健康状態等を把握するために、4月当初に保護者の方へ記入をお願いする書類です。

年度途中で、変更があった場合は、担任にご連絡ください。

書類に記載された事柄、個人情報について、目的外使用は行いません。



○家庭連絡票

お子さんやご家庭の様子、家から学校までの通学路などを記入します。

担任が保管し、家庭訪問などの際に利用します。

※ 新1年生は、1月の新1年生入学説明会の際に提出していただきます。

2年生以降は、毎年4月に担任が新しい家庭連絡票を配布しますので、記入されて提出してください。

○けんこうカード（緊急時連絡カード）

緊急連絡先、かかりつけの医療機関、病歴、アレルギー等について記入します。

職員室で厳重に保管し、次のようなときに利用します。

- ・急な発熱、嘔吐など、お子さんの体調が悪くなったとき

連絡票に書かれている「緊急の連絡先」の順番に電話をさせていただきます。

「緊急の連絡先」は、ご自宅以外で必ず連絡がとれるところの電話番号を2ヶ所以上記入してください。（携帯電話の番号でもよいです。）

- ・病院につれて行ったほうがよいと思われるけがをしたとき

「かかりつけの医療機関」を見て、保護者の方に連絡をし、学校から病院につれて行きます。

※ 1年生は、入学式の際に提出していただきます。

2年生以降は、毎年4月に新しいけんこうカード（緊急連絡カード）を配布しますので、記入されて提出してください。



○保健調査票

健康診断（内科・結核・運動器・歯科・耳鼻科・眼科）の校医問診時に参考にします。

※ 1～6年生全学年に配布します。

○心臓病調査票

京都医師会から検査技師が学校に来て、1年生全員の心電図をとります。

※ 1年生だけに配布します。

○メールアドレス登録申請・変更

行事のお知らせや不審者情報、PTAの会議の連絡等をメールで送信します。

学校からの送信のみで、メールで学校へ返信はできません。

メールアドレスや携帯を変更したときは、担任を通じてご連絡ください。

※ 新1年生入学説明会のときに、新1年生には新規登録のお願いをします。

2 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健法で定められているものを行っています。

毎年、6月30日までに各学年ごと下記の表にある○印の検査を行います。

(△印は、保健調査票で該当する箇所に記載があったお子さんが対象です。)



	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
身体測定	○	○	○	○	○	○	身長・体重
視力検査	○	○	○	○	○	○	年2回(春・秋)
聴力検査	○	○	○	△	○	△	
尿検査	○	○	○	○	○	○	(業者委託)
心臓検診	○						心電図(業者委託)
内科検診	○	○	○	○	○	○	学校医
結核検診	○	○	○	○	○	○	問診・学校医・他
運動器検診	○	○	○	○	○	○	問診・学校医
歯科検診	○	○	○	○	○	○	学校歯科医
眼科検診	○	△	△	△	△	△	学校眼科医
耳鼻科検診	○	△	△	△	△	△	学校耳鼻科医



身体測定、視力検査、歯科検診は、全員に結果をお知らせします。
その他の検査、検診の結果については、再検査や治療をすすめる
お子さんだけにお知らせします。

3 学校感染症等による出席停



学校保健安全法第19条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と周囲への蔓延、流行を防ぐため、病気による欠席ではなく、「出席停止」の措置をとります。お子さんが医師により感染症と診断された場合は、下の表の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。

※ 医師の診断書等はいりません。

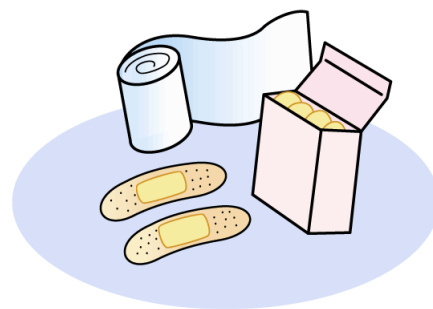
学校に電話等で連絡をお願いします。

学校感染症名		出席停止期間
第1種	クリミア・コンゴ出血熱 エボラ出血熱 痘そう 南米出血熱 ジフテリア 急性灰白髄炎 ラッサ熱 マールブルグ病 ペスト 鳥インフルエンザ（H5N1） 重症急性呼吸器症候群（SARS） 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
※ ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。		
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157など） コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（感染性胃腸炎 溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症など）	医師が感染の恐れなしと認めるまで 

4 学校での病気やけがの対応

学校で急な発熱、嘔吐など体調が悪くなったときやけがをしたときには、保健室で養護教諭等が対応します。

学校で対応できないと判断した場合には、次のようにします。



○早退が必要と判断した場合

- ① 発熱、嘔吐等で、授業を受けることが難しいと判断したときには、緊急連絡カードをもとに、担任から保護者の方へ電話で連絡します。



・登校前から、体調が悪いとき、薬を服用しているとき等は、連絡帳等で連絡をお願いします。

- ② 保護者の方が迎えにみえるまで、保健室で待ちます。なるべく早くお迎えをお願いします。

○医療機関の受診が必要と判断した場合

- ① 大きなけが等で、病院での受診が必要と判断したときには、まず、緊急連絡カードをもとに、担任から保護者の方へ電話で連絡します。

- ・かかりつけの病院や希望する医療機関の確認
- ・保護者の方が学校または受診医療機関へ来ることが可能かの確認

※基本的には学校から医療機関へ連れて行きますが、状況により、保護者の方をお願いすることもあります。

- ② 医療機関へ移送・受診します。

- ・基本的には、タクシーを利用し、養護教諭等が付き添って受診します。
- ・緊急時には、救急車を要請します。

※保護者の方が医療機関に來られなかったときには、受診結果がわかり次第連絡します。

- ③ 医師の判断で、授業を受けることが可能であれば、学校にもどります。

- ④ 保護者の方は、近日中に保険証等を受診した医療機関へ持って行ってください。

※学校の管理下での災害による負傷は、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となりますので、「みやこ町子ども医療証」は、使わないでください。（日本スポーツ振興センターの災害給付について、詳しくは次のページをご覧ください。）

5 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

毎年、5月に全児童に「日本スポーツ振興センター」への加入をお願いしています。「日本スポーツ振興センター」では、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。給付金支給までの流れは、次のようになります。

学校の管理下での事故（授業中・休み時間中・登下校中など）

医療機関を受診



①医療機関に書類を書いてもらう

学校から保護者の方に、日本スポーツ振興センターからの様式「医療等の状況」、その他必要となる書類をお渡しします。書類を医療機関に提出し、医療費等についての証明を受けてください。

②書類を学校に提出する

医療機関で書いてもらった書類を学校に提出していただいた後、学校からみやこ町教育委員会を通じて日本スポーツ振興センターに手続きをします。

③審査

提出された書類は、日本スポーツ振興センターで内容を審査され、基準に該当すると給付金支給額が決定されます。（通常は医療費の4割が給付されます。）

④給付金の支払い

給付金は、日本スポーツ振興センターからみやこ町教育委員会、学校を経由して、保護者の方に支払われます。給付金を受け取った後、領収証を提出してください。

※ 総医療費が500点未満の場合は、給付の対象外となります。

※ 保護者の方が、学校の管理下での負傷等でお子さんを病院に連れて行くときは、ご注意ください。詳しくはセンターホームページをご覧ください。

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



6 不審者への対応

近年、みやこ町やその周辺地域でも、児童・生徒に声をかけたり、危害を加えたりしようとする不審者が出没しています。

学校では、以下のように指導をしています。ご家庭においても、お子さんの安全のために、約束の確認をお願いします。

安全のための約束

- ☆ 登校班の友だちといっしょに、登下校する。
(一人でいるときが危険です。必ず、きょうだいや友だちといっしょに登下校しましょう。)
- ☆ 公園などでは、友だちやお家の人といっしょに、遊ぶ。
(一人で遊ぶのは、危険です。)
- ☆ 防犯ブザーをすぐ使えるようにして、持ち歩く。
(電池がきれていないか確認し、使い方も練習しておきましょう。)
- ☆ 家のかぎ等を持ち歩くときは、知らない人から見ええないようにする。
(首にかけるときは、服の下に入れましょう。)

「イカのおすし」を守りましょう。



もし、不審者に出会ってしまったら……

- ① 知らない人に声をかけられ、危険だと思ったときは、防犯ブザーを鳴らしたり、大声を出したりして、逃げる。
- ② 近くの家や店、「子ども110番の家」などに逃げ込んだり、近くにいる大人の人に知らせたりする。
- ③ 家に帰ったら、お家の人や学校、警察に連絡する。

※ 自分ではなくても、友だちが危険だと思ったときにも、同じように①～③の行動をとりましょう。